

咲 洲 東 地 区 埋 立 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書

令和5年11月

大 阪 市

目 次

	ページ
第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	3
2.1 対象事業の名称	3
2.2 事業の種類	3
2.3 事業の目的	3
2.4 事業の内容及び規模	3
2.4.1 事業計画の概要	3
2.4.2 事業の実施状況及び変更内容	6
2.5 事業計画	8
2.5.1 事業実施の背景	8
2.5.2 土地利用計画	9
2.5.3 建設工事の概要	11
2.5.4 事業開始予定時期	14
第3章 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	15
3.1 社会経済の概況	16
3.1.1 人 口	16
3.1.2 産 業	18
3.1.3 交 通	25
3.1.4 土地利用	33
3.1.5 水 域	37
3.2 生活環境の概況	40
3.2.1 大気質	40
3.2.2 水 質	45
3.2.3 地下水	50
3.2.4 土 壌	51
3.2.5 騒音・振動	54
3.2.6 地盤沈下	54
3.2.7 悪 臭	55

	ページ
3.2.8 日照阻害	55
3.2.9 電波障害	55
3.2.10 廃棄物	55
3.2.11 景 観	57
3.2.12 地球環境	58
3.2.13 苦情の発生状況	59
3.3 自然環境の概況	60
3.3.1 気 象	60
3.3.2 地 象	60
3.3.3 水 象	61
3.3.4 動物、植物、水生生物	67
3.3.5 レクリエーション資源	69
3.4 社会的文化的環境の概況	71
3.4.1 文化財の分布状況	71
3.4.2 埋蔵文化財包蔵地	71
3.5 環境基準等	73
3.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準	73
3.5.2 環境保全関係法令等	82
第4章 事業計画に反映した環境配慮の内容	95
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	101
5.1 環境影響要因	101
5.2 環境影響評価項目	101
5.3 環境影響評価の実施を予定している区域	105
5.4 調査、予測及び評価の手法	105
5.4.1 調査方法	105
5.4.2 予測方法	115
5.4.3 評価方法	117
第6章 環境の保全及び創造の考え方	119
6.1 工事計画	119

	ページ
6.2 交通計画	119
6.3 緑化計画	119
6.4 廃棄物に関する計画	119
6.5 環境保全計画	119
6.5.1 大気質	119
6.5.2 水質・底質	120
6.5.3 騒音・振動・低周波音	120
6.5.4 廃棄物・残土	120
6.5.5 水 象	121
6.5.6 動物・植物・生態系	121
6.5.7 景 観	121
6.6 大阪市環境基本計画の基づく対応	121
第7章 特定届出の種類	123

第 1 章 事業者の氏名及び住所

名 称	大阪市
氏 名	大阪港港湾管理者 代表者 大阪市長 横山 英幸
所在地	大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

咲洲東地区埋立事業

2.2 事業の種類

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する公有水面の埋立て事業（埋立てに係る区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）

2.3 事業の目的

大阪港における輸入木材の取扱いについては、原木の輸入量が激減してきている反面、木材の製材化進展により輸入製材量が急増し、製材化率が飛躍的に伸びてきている。このため、陸上での製材取扱用地が不足してきているほか、金属・木材などを取り扱う外貿不定期船については水深13m及び12mを必要とするものが入港しており、外貿船の大型化が進展している状況である。これらの船舶が接岸できる岸壁及び貨物取扱用地の整備が必要となっている。

また、近年の物販系分野の電子商取引（EC：Electronic Commerce）市場規模の増加などを背景に、大阪港において貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設の立地需要が高まっていることから、それらが立地可能な流通施設用地の整備が必要となっている。

このような大型物流施設の立地需要の高まりを踏まえ、それらが立地可能な流通施設用地の造成を図ることを目的に、平成9年3月の港湾審議会第162回計画部会の議を経た港湾計画において位置づけられた本事業（旧名称：南港東地区（木材整理場）埋立事業）の埋立面積を約25haから約35haに拡張する。

2.4 事業の内容及び規模

2.4.1 事業の概要

事業の概要は、表2.4.1に示すとおりであり、本事業は公有水面埋立により、大型化が進展している木材運搬船に対応した岸壁及び貨物取扱用地や流通施設用地を整備するものである。

事業計画地の位置は図2.4.1に、事業計画地の位置選定の考え方は以下にそれぞれ示すとおりであり、埋立面積は約35haである。

- 利用率の低下がみられる木材整理場の規模の見直しを行うとともに、陸上に大型物流施設の整備を行う必要性が生じたほか、事業計画地周辺には、木材関連産業が集積していることから、効率的な木材の取扱いと円滑な木材流通を図る場所として最も適している。
- 本事業計画地の西側には、物流施設が多く集積していることから、既存施設との一体的な利用を行い、大阪港の輸送効率化を図る場所として適している。
- 事業計画地周辺には、幹線道路のほか、阪神高速道路があり、道路交通網が整備されていることから、木材、金属類及びEC貨物の流通、取扱形態に適している。

表 2.4.1 事業の概要

項 目	内 容
事業計画地	住之江区南港東 4 丁目地先（図 2.4.1 参照）
埋立面積	約 35ha
工事期間	岸壁・護岸：〔当初計画区域〕 令和 6～13 年度（2024～2031 年度） ¹⁾ 〔追加区域〕 令和 10～12 年度（2028～2030 年度） 埋 立 ： 令和 13～21 年度（2031～2039 年度） 基盤整備 ： 令和 19～25 年度（2037～2043 年度）
供用開始	令和 26 年度（2044 年度）

（注） 1．当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部については、本環境影響評価方法書の対象外であり、令和 6～13 年度（2024～2031 年度）に工事を実施する予定である。

2.4.2 事業の実施状況及び変更内容

事業の実施状況は、以下に示すとおりである。

平成11年9月 「南港東地区（木材整理場）埋立事業環境影響評価書」提出

平成13年3月 工事着手（仮波除堤築造、地盤改良工、ケーソン設置等）

平成18年～ 工事休止

令和5年3月 対象事業等変更届出書提出

令和5年3月の対象事業等変更届出書において提出した対象事業の変更内容及び理由は、表2.4.2に示すとおりであり、このうち、北側岸壁及び東側護岸の一部については、当初の環境影響評価において示した事業計画から変更はない。

本対象事業等変更届出書に対し、環境影響の増大の可能性があること及び調査・予測地点の変更が必要であることから、大阪市長により「方法書以降の環境影響評価手続きの再実施を行う必要がある」と判断された。それを受け、本事業に係る環境影響評価方法書の手続きから再度行うものである。

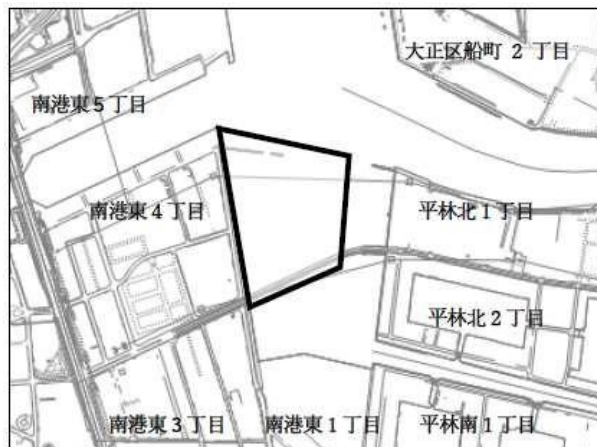
なお、同時に「変更のない北側岸壁及び東側護岸の一部において、当初の環境影響評価書どおり築造を進めることについて問題ない」との判断を受けており、変更のない北側岸壁及び東側護岸の一部については、本環境影響評価方法書の対象外である。

表 2.4.2 対象事業の変更内容及び理由

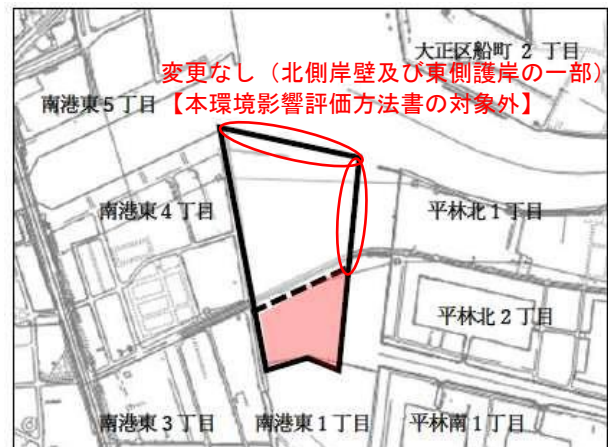
項 目		変更前	変更後
名 称		南港東地区（木材整理場）埋立事業	咲洲東地区埋立事業
目 的		・大阪港においては木材の製材化進展により輸入製材量が急増し、陸上での製材取扱用地が不足しているほか、外貨船の大型化が進展しており、これらの船舶が接岸できる水深13m及び12mの岸壁及び貨物取扱用地を整備するもの ・関西国際空港の国際航空貨物量の増加に対応するため、南港航空貨物ターミナルの拡張用地として整備するもの	・大阪港においては木材の製材化進展により輸入製材量が急増し、陸上での製材取扱用地が不足しているほか、外貨船の大型化が進展しており、これらの船舶が接岸できる水深13m及び12mの岸壁及び貨物取扱用地を整備するもの ・近年の物販系分野の電子商取引（EC）市場規模の増加などを背景に、大阪港において貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設の立地需要が高まっていることから、それらが立地可能な流通施設用地を整備するもの
内 容	規 模	埋立面積：約 25ha	埋立面積：約 35ha
	埋立位置	住之江区南港東 4 丁目地先（別図のとおり）	住之江区南港東 4 丁目地先（別図のとおり）
	埋立工法	埋立用材を土運船により海上運搬し、揚土船を用い埋立	埋立用材をダンプトラックにより陸上運搬し埋立
	埋立時期	護岸工事完成後に埋立工事を順次実施	国直轄事業背後の埠頭用地を先行して埋立工事を実施

【別 図】

（変更前）



（変更後）



事業計画地

今回追加

【変更理由】

- ・目的、規模及び埋立位置の変更については、近年の物販系分野の電子商取引（EC）市場規模の増加などを背景に大型物流施設の立地需要に応じるため。
- ・埋立工法の変更については、当初、利用予定だった南港中継基地（建設土砂搬出基地）が平成 25 年に廃止となり、他に代替の基地がないため。
- ・埋立時期の変更については、国直轄事業背後の埠頭用地を先行して整備するため。

2.5 事業計画

2.5.1 事業実施の背景

大阪港は、大阪都市圏をはじめとする広域な背後圏を有し、我が国の経済、文化、社会の発展を支え、次代に応じた新しい産業の育成の場として重要な役割を持っているため、産業構造の変化、流通システムの情報化等の物流環境の変化に伴う物流サービスに対する低廉性、高速性、信頼性、機動性などのニーズに対応した、より高度で複合化した機能を有する総合物流空間の形成が要請されている。

また、国際化・高度情報化等の進展する中であって、これら経済社会条件の変化に対応し、港湾機能との調和を図りつつ大阪港を大阪都市圏における国際交易、情報通信、先端技術の研究開発等の機能を有する新しい港として整備し、多様で高質な産業空間を形成することが要請されている。

さらに、港湾及び背後地域の環境の向上、レクリエーション活動の場の提供など、市民生活と結びついた豊かな地域づくりに資する港湾の整備が要請されている。

なお、大阪港における海運貨物取扱量の推移は、表 2.5.1 に示すとおりである。

表 2.5.1 大阪港の海運貨物取扱量の推移

(単位：トン)

年次	外国貿易		内国貿易		合 計
		うちコンテナ		うちフェリー	
2012	36,209,620	31,053,704	50,193,397	34,398,210	86,403,017
2013	36,479,634	32,234,880	50,498,646	34,437,422	86,978,280
2014	36,683,936	32,295,724	49,791,430	33,777,650	86,475,366
2015	34,655,856	30,188,296	45,316,179	29,230,315	79,972,035
2016	34,111,827	29,834,675	48,091,995	31,287,980	82,203,822
2017	34,845,364	31,107,522	49,820,378	32,418,776	84,665,742
2018	36,217,706	32,141,346	48,061,214	31,428,057	84,278,920
2019	35,669,591	32,143,032	49,519,538	32,504,000	85,189,129
2020	34,274,481	31,222,225	46,272,322	30,347,100	80,546,803
2021	35,402,954	32,905,329	49,264,952	31,993,485	84,667,906

出典：「港湾統計（年報）」（大阪市 HP：<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000067066.html>）より作成

2.5.2 土地利用計画

土地利用計画は、図 2.5.1 に示すとおりである。

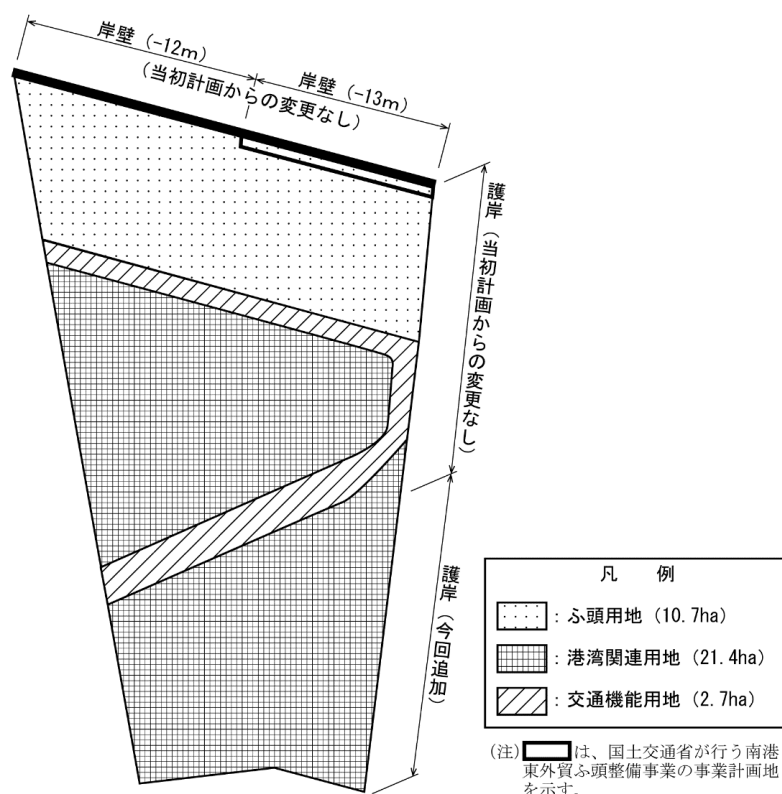


図 2.5.1 土地利用計画

(a) ふ頭用地（外貿不定期船ふ頭）

大阪港における 2020 年代後半の外貿不定期船ふ頭総括表は表 2.5.2 に示すとおりであり、取扱貨物量の総量は約 90 千トンに達するものと推計され（大阪港港湾計画推計）、バース数は本事業により整備する 2 バースを加えて、合計 116 バースとなる計画である。これにより、増加する外貿不定期貨物量を受け入れる。

(b) 港湾関連用地（流通施設用地）

大阪港における貨物の取扱いをより効率的に実施するためには、陸上輸送の合理化や物流の高付加価値化の促進等の観点から、流通施設の拡張・充実が必要不可欠である。一方で、事業計画地周辺の陸上用地には未利用地・低利用地がないことから、新たな埋立てにより流通施設用地を確保する必要がある。

本事業計画地において、貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設が立地可能な流通施設用地を、港湾関連用地として整備する。

(c) 交通機能用地（道路用地）

本事業計画地において、ふ頭用地及び流通施設用地から発生する交通を円滑に処理し、背後地域と連絡するための幹線道路を整備する必要があり、そのための交通機能用地(道路用地)を確保する。

表 2.5.2 外貿不定期船ふ頭総括表

地区	係留施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	2020年代後半		利用水準 (t/m)	備 考
					取扱貨物量 (千トン)	主な取扱貨物		
南港地区	C 1-4	13	1,400	4	10,947	コンテナ	7,819	
	C 8, 9	14	700	2	8,015	コンテナ	11,449	
	国際フェリー岸壁	10	450	2	1,586	コンテナ	3,525	
	R岸壁 (R 1, 2)	7.5	515	2	357	完成自動車	693	
	R岸壁 (R 4, 5)	7.5	520	2	14,463	フェリー貨物	27,813	
	L岸壁 (L 1-7)	10	1,400	7	952	鋼材	680	
	C 6, 7	12	600	2	494	鋼材	823	
	J岸壁 (J 1-3)	12	720	3	575	金属くず	799	
	K岸壁	9	220	1	571	コンテナ	2,595	
	F 1, 3, 4	7.5	710	3	19,764	フェリー貨物	27,836	
	F 7, 8	7.5-9	400	2	1,090	コンテナ	2,726	
	A岸壁 (A 1-8)	7.5	1,040	8	890	コンテナ	856	
	B岸壁 (B 1-4)	7.5	550	4	377	紙・パルプ	686	
	D岸壁 (D 1-5)	5.5-7.5	580	5	479	鋼材	827	
	E岸壁 (E 4-7)	5.5-7.5	501	4	360	コンテナ	719	
	南港東	12-13	500	2	513	鋼材	1,026	
	小 計	—	10,806	53	61,433	—	—	
夢洲地区	C 10-12	15-16	1,350	3	22,058	コンテナ	16,339	
舞洲地区	HS 1-3	12	720	3	518	産業機械	720	
	HS 4-6	7.5	390	3	248	コンテナ	637	
此花地区		—	1,110	6	766	—	—	
	常吉岸壁	5.5	360	4	379	砂利・砂	1,054	
	北港岸壁	7.5	520	4	364	セメント	700	
	桜島岸壁	10	370	2	370	鉄鋼	1,000	W19は物資補給岸壁
	梅町岸壁	10-10.5	395	2	367	化学薬品	928	
	梅町西岸壁	10-12	792	3	784	重油	991	
港地区	小 計	—	2,437	15	2,264	—	—	
	第3号岸壁	7.5-10	315	2	221	セメント	700	
	第5号岸壁	9	394	3	662	セメント	1,681	
	第7号岸壁	10	180	1	180	鋼材	1,000	W32は物資補給岸壁
	第8号岸壁	7.5	336	3	464	セメント	1,382	
	安治川第1号岸壁	10	320	2	204	その他	636	
	安治川第2号岸壁	10	185	1	185	産業機械	998	W11Bは物資補給岸壁
	サイロ岸壁	11	210	1	210	その他	1,000	
大正地区	小 計	—	1,940	13	2,126	—	—	
	第10号岸壁	5.5-9	617	5	477	鋼材	773	
	第11号岸壁	5.5	270	3	222	鋼材	821	
	大正第1突堤北岸壁	5.5	450	5	315	セメント	700	
新島地区	小 計	—	1,337	13	1,014	—	—	
	C 13-16	15	1,400	4	0	—	0	
	S I 1, 2	14	600	2	0	—	0	
	新島地区	7.5-14	1,210	7	0	—	0	危険物取扱施設
合 計			22,190	116	89,661	—	—	

出典：「大阪港港湾計画業務資料一改訂一」（平成 31 年 3 月、大阪港港湾管理者大阪市）より作成

2.5.3 建設工事の概要

建設工事に際しては、周辺地域における環境保全と安全性に留意し、周辺環境への影響等を極力低減するため、適切な建設工法の採用に努める。

(1) 工事の概要

建設工事の施工順序の概要は、以下及び表 2.5.4 に示すとおりである。

- ① 作業船を用いて、海底を掘削し、護岸基礎の床掘を行う。
- ② 作業船を用いて、地盤改良により基礎を構築する。
- ③ 作業船を用いて、護岸本体を据え付ける。
- ④ 作業船等を用いて、海域側に置換砂等の投入、陸地側に裏込工（裏込石等の投入）を行った後に、護岸の上部工を行い、護岸を完成させ、埋立区域と外海を遮断する。
- ⑤ ダンプトラックを用いて陸地側から土砂を搬入し、埋立を行う。

埋立用材は、大阪市域の公共事業から発生する公共残土（陸上残土）及び山砂を用いて、ダンプトラックにより陸上運搬し、埋立を行うものとする。埋立用材量は、表 2.5.3 に示すとおりであり、3,710 千 m^3 である。

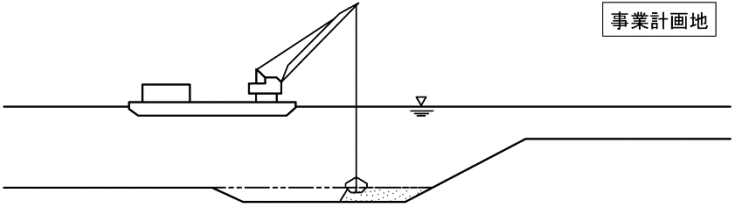
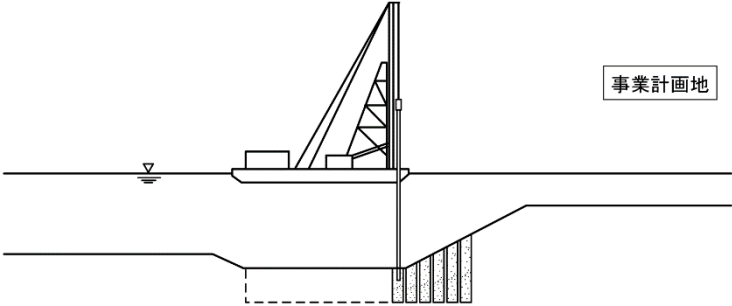
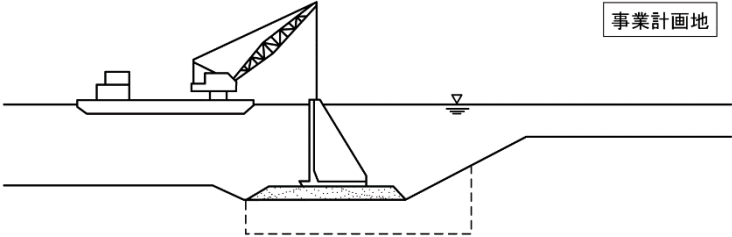
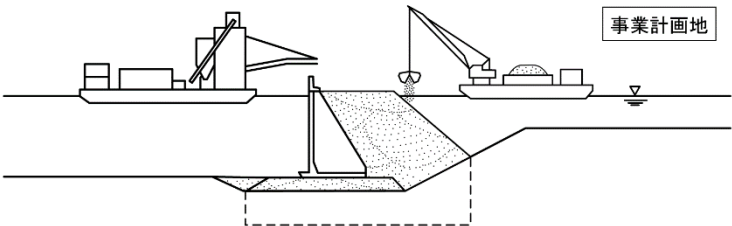
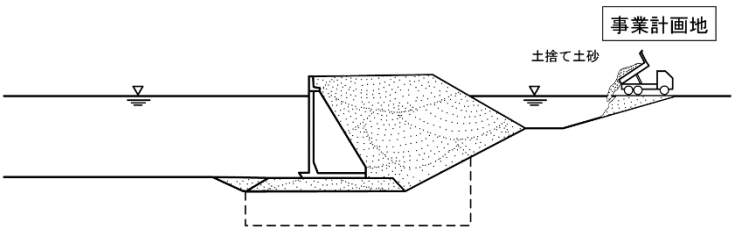
埋立てにあたっては、外周護岸などにより土砂が周辺海域に流出しないよう措置を講じた上で行うものとする。

表 2.5.3 埋立用材量

(単位：千 m^3)

種 類	埋立用材量
公共残土（陸上残土）	2,800
山 砂	910
合 計	3,710

表 2.5.4 建設工事の施工順序の概要

工種・施工内容	概略施工図
① 床 掘	
② 地盤改良	
③ 護岸本体の据付	
④ 上部工・裏埋（裏込石投入）・置換砂投入	
⑤ 埋立工事	

(注) 護岸の形式はL型ブロック護岸の場合を示し、現時点の想定である。今後の詳細設計において護岸の形式を変更する場合がある。

(2) 工事関連車両の運行計画

工事関連車両は、主として公共残土（陸上残土）及び山砂を埋立用材として運搬するダンプトラックが考えられる。工事関連車両の運行にあたっては、走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底等を行う予定である。

また、工事関連車両の走行ルートは図 2.5.2 に示すとおり予定しており、歩道を有する幹線道路や高速道路利用を優先することを基本とするよう工事計画について配慮する。

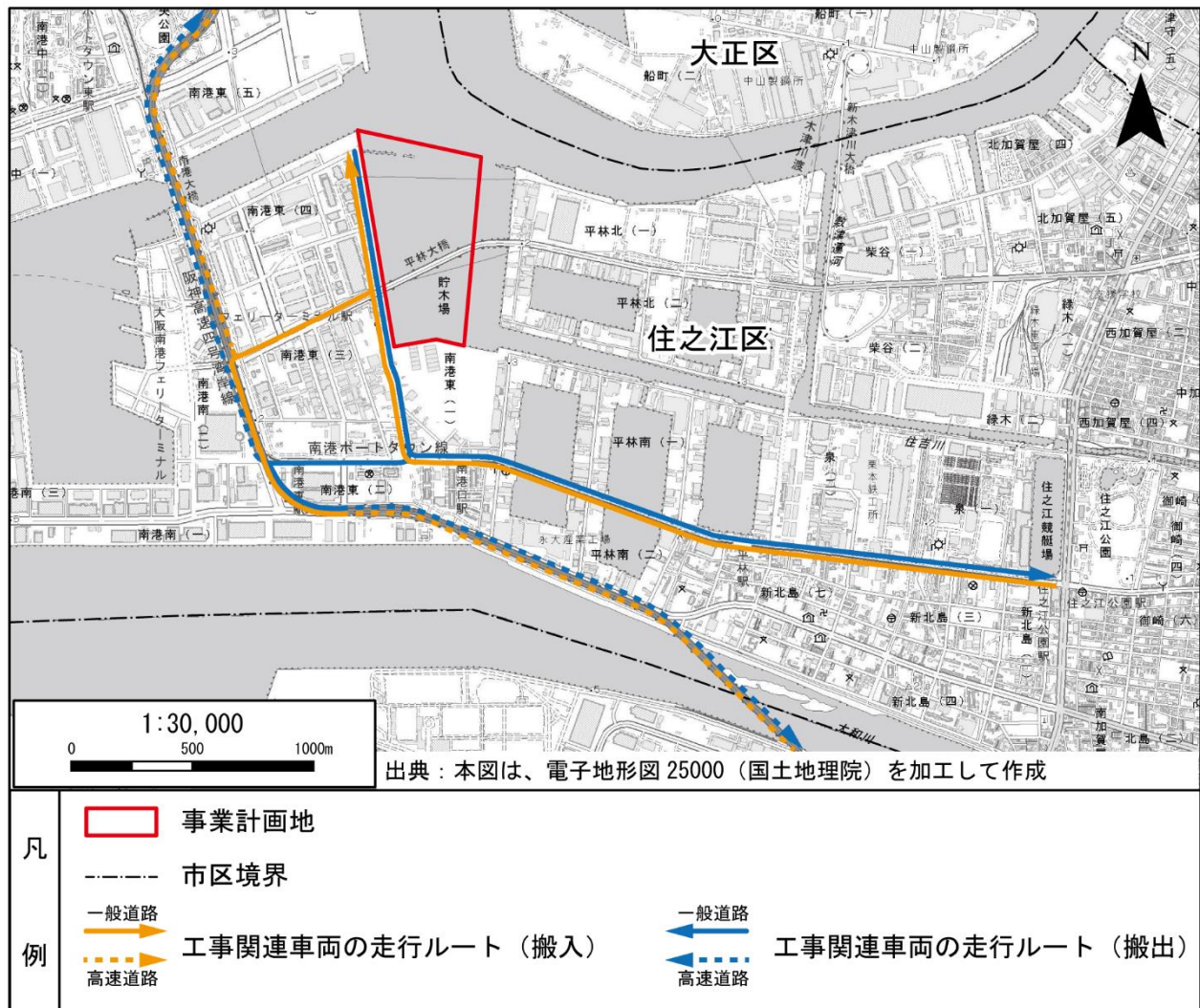


図 2.5.2 工事関連車両の走行ルート

(3) 工事工程

工事工程（予定）の概略は表 2.5.5 に示すとおりであり、追加で事業を実施する区域について、今後、公有水面埋立法による公有水面埋立免許の取得等を実施し、令和 10～25 年度（2028～2043 年度）に、護岸工事、埋立工事、基盤整備工事（上下水道・道路等）を実施する予定である。

なお、当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部については、令和 6～13 年度（2024～2031 年度）に工事を実施する予定である。

表 2.5.5 工事工程（予定）

年度	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)
護岸工事 (今回追加)																
埋立工事																
基盤整備工事																

（注）当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部は、令和 6～13 年度（2024～2031 年度）に工事を実施する予定である。

2.5.4 事業開始予定時期

本事業は、令和 6 年度（2024 年度）より、当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部の工事を再開し、今回追加する区域の護岸工事は、令和 10 年度（2028 年度）に工事着手する。護岸工事の完了後、埋立を実施し、その後、上下水道・道路等の基盤整備を行い、令和 26 年度（2044 年度）から供用を開始する予定である。

2.5.5 SDGs 達成への貢献

大阪市においては、図 2.5.3 に示すとおり、「第 2 期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和 2 年度～令和 6 年度】」（令和 4 年 9 月改訂版、大阪市）と一体的に、SDGs を推進している。

本事業についても、第 2 期総合戦略に掲げる基本目標に基づき事業を実施することにより、SDGs 達成に貢献する。

◆ 第 2 期総合戦略に掲げる基本目標とSDGsの関係

基本目標（柱立て）	関連するSDGs
① 魅力と活力あふれる大阪をつくる - 大阪経済の活性化 - 都市魅力の創造・発信 - 環境先進都市大阪の実現	          
② 誰もが活躍できる社会をつくる - 若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現 - すべての子どもの成長を社会全体で支える仕組みの充実 - 子どもや保護者の期待に応える学校づくり	      
③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる - 市民生活の安全・安心の確保 - 地域の実情に即した特色ある施策の展開と地域コミュニティの活性化	        

※【目標 17：実施手段】は、施策を推進していくうえでの理念として、すべての施策に関連するもの

出典：「第 2 期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和 2 年度～令和 6 年度】」（令和 4 年 9 月改訂版、大阪市）

図 2.5.3 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と SDGs の関係